

茨城県循環器内科医海外研修費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」に指定した「常陸大宮済生会病院 循環器内科」で勤務する医師の海外研修を支援するため、当該医師が海外研修を行うことに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象医師」という。）は、次に掲げる条件を満たす医師とする。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（初期臨床研修）を修了し、循環器内科領域の研修を開始している者、又は循環器内科専門医資格を取得済みの者
- (2) 海外研修前に、6カ月以上常陸大宮済生会病院の循環器内科で勤務できる者（研修プログラムにより他病院と行き来する場合は、常陸大宮済生会病院での全勤務期間を合算し、その期間が6カ月以上となること）
- (3) 応募に当たり、現在所属する部署の所属長、又は指導医の推薦があること
- (4) その他次のいずれにも該当しない方
 - ア 自治医科大学を卒業した医師のうち、自治医科大学医学部修学資金貸与規程（昭和47年4月1日制定）第7条第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない者
 - イ 茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち、同条例第14条第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない者
 - ウ 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち、同条例第13条第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない者
 - エ 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例（平成29年茨城県条例第33号）に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち、同条例第14条第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない者

(補助上限期間)

第3条 補助上限期間は、補助対象医師が常陸大宮済生会病院で勤務した月数に1.5を乗じた月数とし、36カ月を限度とする。

- 2 常陸大宮済生会病院での勤務につき、就業月及び離職月に1カ月に満たない日数が生じた場合は、これを合計し、その合計日数が15日未満の場合はこれを切り捨て、15日以上45日未満の場合は1カ月として計算し、45日以上の場合は2カ月として計算するものとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象医師が希望する海外研修期間（月数）と補助上限期間にそれぞれ800,000円を乗じた額を比較して少ない方の額とする。なお、海外研修期間に1カ月に満たない日数が生じた場合は日割りで計算し、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(研修先の確保)

第5条 補助対象医師は、海外研修先を自ら確保し、常陸大宮済生会病院での勤務終了後、1年以内に海外研修を開始するものとする。

(予約の申請等)

第6条 補助金の交付を申請する補助対象医師は、常陸大宮済生会病院での勤務開始希望日の2カ月前までに、補助金交付予約申請書(様式第1号。以下「予約申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(交付予約者の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定により予約申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付予約者(以下「交付予約者」という。)を決定する。

2 知事は、前項の規定により交付予約者を決定したときは、当該交付予約者に対しては、補助金交付予約決定通知書(様式第2号)を、交付予約者とならなかった者に対しては、補助金交付予約不決定通知書(様式第3号)を、それぞれ通知するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請する補助対象医師は、常陸大宮済生会病院での勤務終了後1カ月以内に補助金交付申請書(様式第4号。以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 知事は、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付申請をした補助対象医師に対して通知するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象医師は、第8条の規定により提出した海外研修計画書の内容を変更する場合には、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式第6号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金額の交付決定の変更)

第11条 補助金の交付決定変更の通知は、補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により行うものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、交付決定を受けた補助対象医師から第10条の届出があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、本要項又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消された補助対象医師が既に補助金の交付を受けているときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(概算払)

第13条 知事は、海外研修の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額のうち、各年度の交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した補助金概算払申請書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 14 条 この補助金の実績報告は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象医師は、海外研修が当該年度で終了しない場合は、当該年度の 3 月 31 日までに、当該年度分の補助金実績報告書（様式第 9 号。以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。
- (2) 補助対象医師は、海外研修が終了した場合（海外研修を中止した場合を含む。）は、海外研修が終了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、当該年度分の実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

(その他)

第 16 条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 2 年（2020 年）4 月 22 日から施行する。
- 2 この要項は、令和 5 年（2024 年）9 月 4 日から施行する。
- 3 この要項は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。